

大阪大学箕面地区教職員組合慶弔金支出規程

1956年 12月 8日 制定
1966年 9月 4日 改正
1974年 11月 16日 改正
1980年 12月 13日 改正
2004年 4月 1日 改正
2007年 7月 21日 改正

第1条

組合員に対する慶祝金および見舞金の支出はこの規程による。

第2条

慶祝金は次のとおり支給する。

組合員結婚の場合	10,000円
組合員の子出産の場合	5,000円

第3条

弔慰金は次の通り支給する。

組合員死去の場合	20,000円
組合員配偶者死去の場合	10,000円
組合員の父母死去の場合	10,000円
組合員の子死去の場合	10,000円

第4条

組合員が傷病のため引続き30日以上休養した場合は見舞金5,000円を支給する。

第5条

組合員が退職し3ヶ月以内に結婚した旨本人より通知あった場合第2条第1項を準用する。

附則

この規程は2007年10月1日から効力を有する。